

## 民間投資活性化等のための 税制改正大綱まとまる

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士



民間投資活性化等のための税制改正大綱が自民党税制調査会（会長：野田毅衆議院議員）でまとまり、政府与党責任者会議で承認され10月1日に公表されました。

消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、通常の年度改正から切り離して前倒しで決定されました。安倍内閣が強力に進める経済再生を加速させる内容となっています。そこで今月号では大綱の基本的な考え方を説明させていただきます。

〔質問〕

民間投資活性化等のための税制改正大綱とはどのようなものですか？

〔回答〕

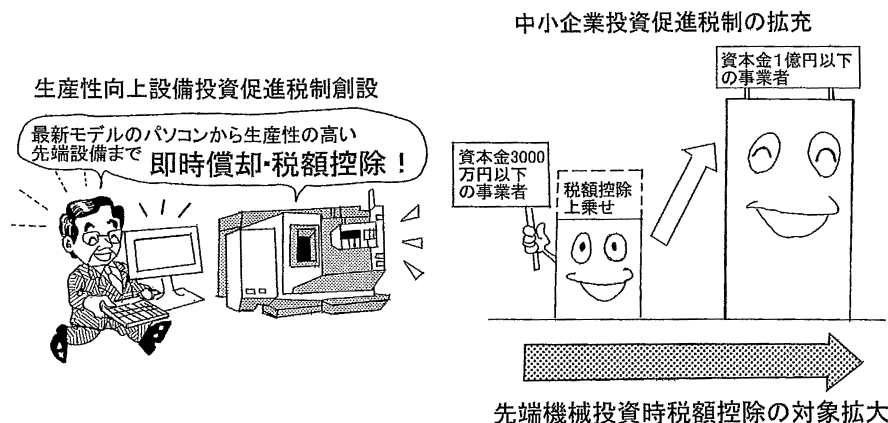
公表された大綱は下記の5つの項目で構成されています。

1. 先端設備の投資を促す税制

企業の設備投資の水準は、長期にわたって減価償却費やキャッシュフローの範囲内に留まってきた

ました。このため、設備は老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっています。こうした状況を打破するため、生産性の向上につながる設備、具体的には生産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度（生産性向上設備投資促進税制）が創設されます。

また、わが国の地域経済及び雇用を支える中小企業の一層の活躍を支援するため、中小企業投資



促進税制が拡充されます。具体的には、本税制の対象設備のうち、生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備について、即時償却又は税額控除ができるよう拡充されます。また、資本金3,000万円以下の事業者の税額控除率を上乗せするとともに、生産性向上設備への投資を加速する観点から、新たに創設される税額控除制度については、資本金1億円以下の事業者も対象とされます。

なお、中小企業は赤字法人が多く、投資減税が設備投資のインセンティブとなりにくい側面もあることから、補助金を中小企業向けの設備投資支援に重点化するなど、予算措置による対応が別途検討されます。

さらに、研究開発税制について、平成25年度税制改正で大幅な拡充を行ったところですが、わが国の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、増加型の措置を拡充し、増加率に応じて控除率を引き上げる仕組みに改めていきます。

固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討されます。

## 2. 民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制

産業の新陳代謝を進める上で、多くの人や中小企業が創業や新たな事業にチャレンジしやすい環境を整備する必要があります。そのためには、ベンチャー企業に対して、十分なリスクマネーの供給、ベンチャー企業と取引先企業の橋渡し、事業化に必要なノウハウ・技術などの支援を同時に行っていく必要があります。このため、特にこうした環境の整備が急がれる事業拡張段階にあるベンチャー企業などへの支援を徹底するため、産業競争力強化法（仮称）において必要な経営支援等を行うベンチャー・ファンドを認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうしたベンチャー・ファンドを通じた企業の投資を促進するため、その損失リスクに備えるための措置を講じ

るとしています。

あわせて、地域の活性化の観点から、地域のリソースを活用した創業を促進していく必要があるため、産業競争力強化法において、地域の実情を踏まえた支援が可能である市区町村による創業支援の枠組みを整備することとし、税制においてもその枠組みの下での株式会社の設立を促進するための措置を講じるとしています。

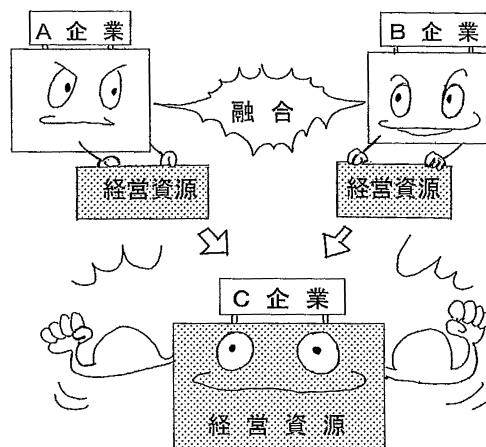
## 3. 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するための税制

わが国産業の過当競争・過剰供給構造を解消し、複数企業間の経営資源を融合することを通じて、収益力を高めることにより、企業の競争力の強化を図る必要があります。このため、産業競争力強化法において、同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうした事業再編を行う企業のリスク負担に備えるための措置等を講じるとしています。

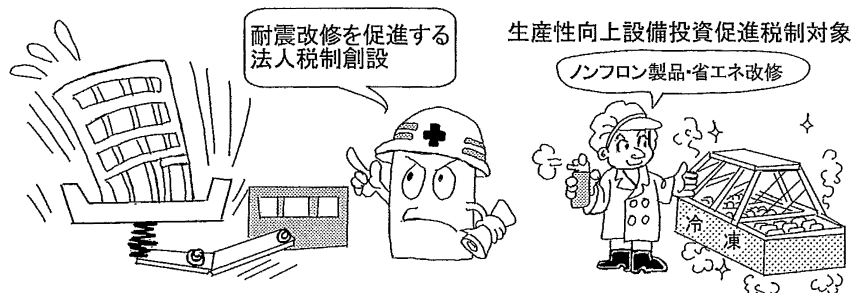
## 4. 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

防火・防災対策や耐震対策など国民の安全・安心のための設備投資や、省エネ投資といったエネルギー政策の観点からの投資を進めていく必要があります。

こうした投資は、大きな目で見れば、立地競争力や事業継続可能性を高め、ひいては企業の競争



収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編の仕組みを設ける



力強化につながるものですが、直接的・短期的に企業の収益力を高めるものではないことから、投資減税のみでこれを促進していくことは困難です。このため、まずはそれぞれの政策目的に沿った企業行動を促すための制度・規制面での環境整備を行います。

それを前提に、その結果生じる企業の投資行動を税制で支援し、必要な投資を促進していくとしています。

今般の検討においては、国土の強靱化、環境政策、エネルギー政策などの観点から、様々な制度・規制面での環境整備が提示されましたが、この中で企業行動を促すとの観点から十分な制度・規制面での対応が行われ、かつ税制を仕組むことが可能な程度に制度が整備されている耐震改修を促進するための法人税等に係る税制を創設します。

さらに、ノンフロン製品や省エネ改修、温暖化対策に資する設備への投資については、エネルギー効率の向上により生産性の向上につながるものであることから、生産性向上設備投資促進税制の対象とします。

また、固定資産税については、各地域における安全・安心のための投資促進や環境政策の推進の観点も重視し、耐震改修及び排出ガス規制に適合した特定特殊自動車の早期普及を促進するための特例措置を創設するとともに、浸水防止用設備やノンフロン製品の普及を促進するための特例措置を、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）を導入した上で創設します。

なお、今般の検討過程で制度・規制面での環境整備に関連してなされたその他の税制改正要望については、企業に実際の行動を促す実効性が確保されているか、税制を適用するために必要な制度

が整備されているか等の点について、更なる検討が必要なことから、今回は対応を見送られました。引き続き、実効性のある制度・規制面での環境整備の検討と合わせて、税制での対応の必要性などについて年末の大綱決定に向けて検討していくようです。

## 5. 所得拡大促進税制の拡充

日本経済の真の再生のためには、企業の収益が、賃金の上昇や雇用の拡大につながっていく好循環を実現することが重要です。このため、平成25年度税制改正において、給与等の支給を増加させた企業を優遇する所得拡大促進税制を創設しました。今般、成長戦略の実現を加速化するため、この税制について、企業にとってより使いやすいものとし、企業による賃金の引上げを強力に促すものにするとの観点から、計画的・段階的に賃上げをしていく企業を支援する仕組みに改めるとともに、企業の従業員構成の多様性に対応する要件緩和を行います。

これから年末にかけて具体的な改正の内容が明らかになってきます。その内容については引き続き取り上げて説明させていただきます。

